

神崎町職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 6,123	千円 2,636,863	千円 137,468	千円 591,297	% 22.4	% 22.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

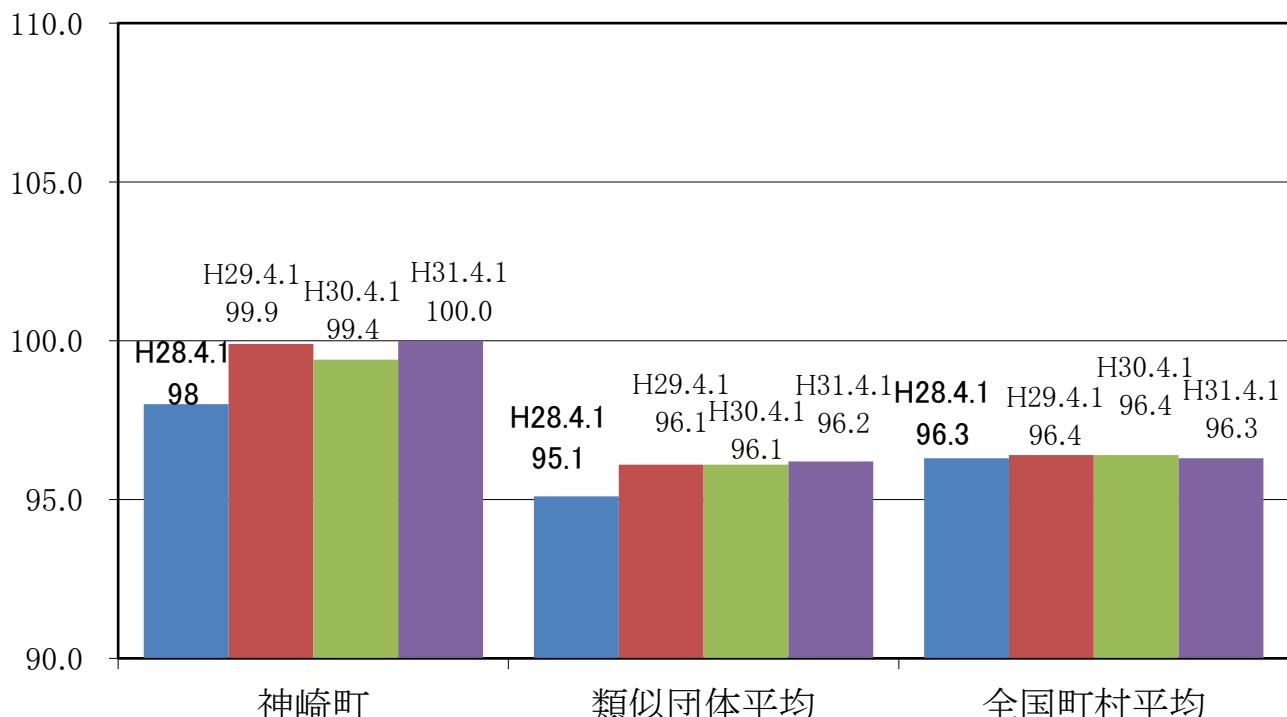
区分	職員数 A	給与費			(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			
30年度	人 66	千円 256,999	千円 30,461	千円 102,071	千円 389,531	千円 5,902	千円 5,617

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指數の状況



(注) 1 ラスパイレス指數とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指數。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)	
31年度	円	円	円 (%)	%	% 0.09

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

神崎町は、人事委員会未設置のため、千葉県人事委員勧告に沿って改定を行っています。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
31年度	月	月	月	月	月	月 4.5

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

神崎町は、人事委員会未設置のため、千葉県人事委員勧告に沿って改定を行っています。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] [未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.14%引下げ。若年層については、引下げを行わず、高齢層については引下げ幅が大きくなっている。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) * 神崎町は、地域手当を支給していません。

(参考)

	平成 26 年度 の支給割合	平成 27 年度の支給割合		平成 30 年度 の支給割合	令和元年度の 支給割合
		4 月 1 日 時点	遡及改定後		
国基準による 支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
神崎町の支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

③その他の見直し内容

--

(6)特記事項

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日まで、4 級以上の給料月額を 3 % 減額しました。

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 4 月 30 日まで、4 級以上の給料月額を 3 % 減額しています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神崎町	40.5 歳	310,249 円	392,157 円	326,749 円
千葉県	41.0 歳	309,965 円	408,350 円	363,035 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	41.3 歳	301,254 円	357,486 円	331,652 円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考 A / B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)		
神崎町	50.6歳	6人	324,736円	355,711円	324,736円	—	—	—	—	
うち用務員	51.4歳	2人	324,100円	357,900円	324,100円	用務員	55.6歳	211,600円	1.68	
千葉県	53.7歳	394人	318,804円	378,841円	357,107円	—	—	—	—	
国	50.9歳	2,431人	287,312円	—	329,380円	—	—	—	—	
類似団体	50.5歳	3人	298,005円	326,497円	314,193円	—	—	—	—	
区分	参考									
	年収ベース(試算値)の比較									
	公務員(C)	民間(D)		C/D						
	神崎町	—	—	—						
	うち用務員	5,318,571	2,883,400	1.84						

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成28~30年の3ヶ年平均)

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

* 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
神崎町	38.7歳	286,639円	336,454円	295,939円
都道府県	42.7歳	315,948円	392,132円	359,153円
国	42.9歳	359,720円	—	436,869円
類似団体	38.9歳	285,388円	355,234円	310,661円

(注) 1 「平均給料月額」とは31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（31年4月1日現在）

区分		神崎町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	188,700円	187,200円	180,700円
	高校卒	154,900円	153,000円	148,600円
技能労務職	高校卒	146,100円	150,700円	—
	中学卒	—	138,000円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（31年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	—	—	—	391,977円
	高校卒	—	—	—	373,547円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	324,100円

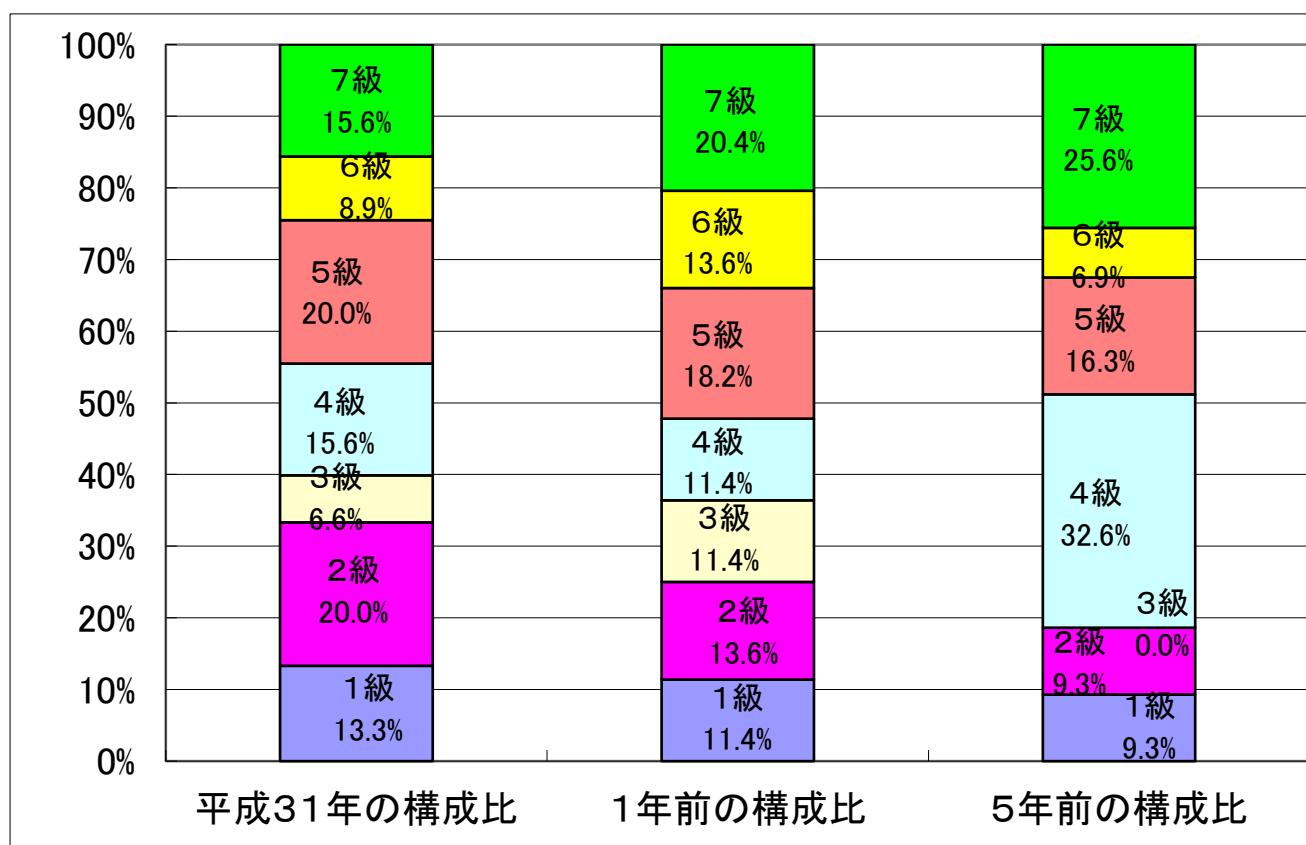
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

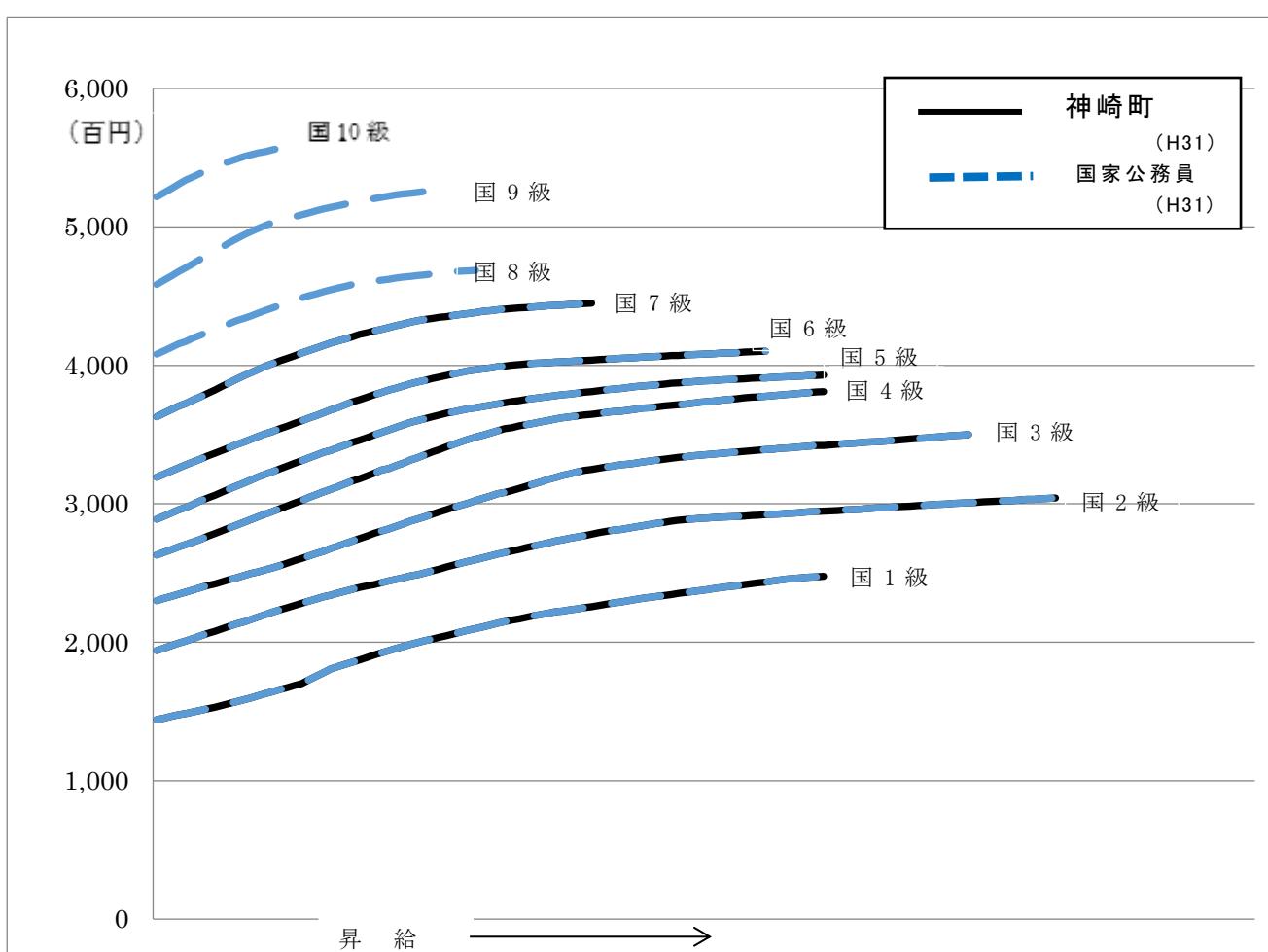
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事・技師	人 6	% 13.3	円 144,100	円 247,600
2級	主事・技師	人 9	% 20.0	円 194,000	円 304,200
3級	主任主事・主任技師	人 3	% 6.6	円 230,000	円 350,000
4級	副主査	人 7	% 15.6	円 263,000	円 381,000
5級	係長	人 9	% 20.0	円 288,900	円 393,000
6級	課長補佐・局長補佐	人 4	% 8.9	円 319,200	円 410,200
7級	課長・局長・室長	人 7	% 15.6	円 362,900	円 444,900

(注) 1 神崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（○年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員	一般職員		
イ 人事評価を活用している	○	○		
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
人事評価を実施していない				
□ 活用予定期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神 崎 町	千 葉 県	国
1人当たり平均支給額（30年度） 1,582 千円	1人当たり平均支給額（30年度） 1,752 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%、管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%、管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成31年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）			○		
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定期					

(2) 退職手当（31年4月1日現在）

神崎町		国	
(支給率)	自己都合応募認定・定年	(支給率)	自己都合応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分 24.586875月分	勤続20年	19.6695月分 24.586875月分
勤続25年	28.0395月分 33.27075月分	勤続25年	28.0395月分 33.27075月分
勤続35年	39.7575月分 47.709月分	勤続35年	39.7575月分 47.709月分
最高限度額	47.709月分 47.709月分	最高限度額	47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給なし) 定年前早期退職特例措置 割増率2%～20%	22,491千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 割増率2%～45%	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（31年4月1日現在）

*神崎町は地域手当を支給していません。

(4) 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）	0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）	0.0%		
手当の種類（手当数）	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)
防疫作業手当	一般行政職 看護保健職	伝染病・家畜伝染病予防業務	千円 0
行旅病死人取扱手当	一般行政職	行旅病死人取扱業務	千円 0
			左記職員に対する支給単価 日額400円 1件当たり 1,100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	14,653 千円
職員1人当たり平均支給年額 (30年決算)	244 千円
支給実績（29年度決算）	14,523 千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	227 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（31年4月1日現在）

手 当 名	内 容 及 び 支 給 单 価	国 の 制 度 と の 差 同	国 の 制 度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 (30 年 度 決 算)	支 給 職 員 1 人 当 り 平 均 支 経 年 額 (30 年 度 決 算)
扶養手当	●配偶者 6,500円 ●子 10,000円 ●父母等 6,500円 16歳～22歳までの子 1人 5,000円加算	同		5,126 千円	197,135円
住居手当	●借家の場合 家賃月額12,000円を超える場合に限り家賃の額に応じて支給 (27,000円限度)	同		1,831 千円	366,120円
通勤手当	●電車・バス利用の場合 6ヶ月分の定期代全額支給 ●乗用車等を使用の場合 使用距離に応じて2,000円から33,100円を支給	異	(国) 定期の限度額 55,000円 乗用車等の限度額 24,500円	4,008 千円	81,804円
管理職手当	管理職員に対し月額 40,000円の定額を支給	異	支給区分・ 支給額の相違	5,280 千円	480,000円
宿日直手当	宿日直1回につき4,400円	同		1,421 千円	29,608円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間に勤務したとき1時間につき 給与額の135%を支給	同		1,007 千円	16,781円

*水道事業（公営企業会計）を除く

5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区分		給料	月額	等
給 料	町長	540,000 円 (750,000 円)	860,000 円／ 500,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額
	副町長	484,500 円 (570,000 円)	678,000 円／ 471,000 円	
報 酬	議長	231,000 円 (円)	400,000 円／ 222,000 円	
	副議長	193,000 円 (円)	314,000 円／ 178,000 円	
	議員	174,000 円 (円)	290,000 円／ 148,000 円	
期末手当	市区町村長	(30年度支給割合) 4.45 月分		
	副市长	(30年度支給割合) 3.0 月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式) 540,000円×在職月数×0.35	(1期の手当額) 9,072,000円	(支給時期) 任期ごと
	副市长	484,500円×在職月数×0.25	5,814,000円	任期ごと
備考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

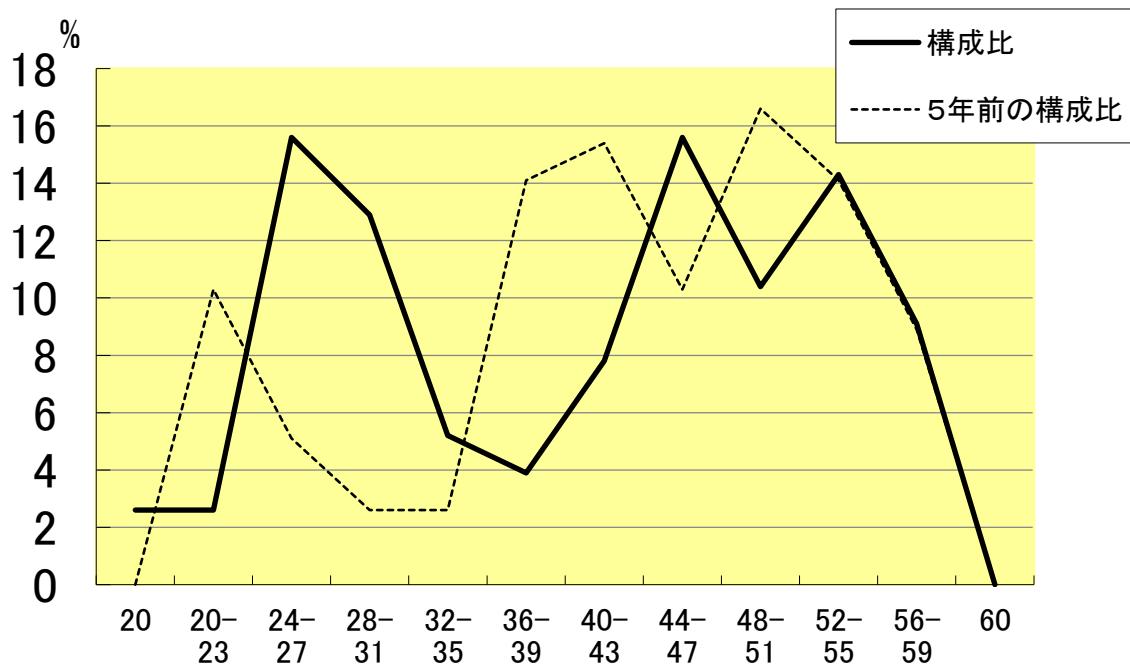
(各年 4月 1日現在)

区分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 30 年	平成 31 年		
普通会計部門	議 会	1	1		
	総務企画	18	18		
	税 务	5	5		
	民 生	19	19		
	衛 生	4	4		
	労 働	0	0		
	農林水産	5	5		
	商 工	0	0		
	土 木	3	3		
	小 計	55	55		参考 人口 1万人当たり職員数 89.83 人 (類似団体の人口 1万人当たり職員数 131.77 人)
	教育部門	11	10	△1	給食センター調理員減員 (委託検討)
	小 計	66	65		参考 人口 1万人当たり職員数 106.16 人 (類似団体の人口 1万人当たり職員数 157.94 人)
公営会計企業部門等	水 道	5	5		
	国 保	2	2		
	介 護 保 險	3	4	1	業務増
	後 期 医 療	1	1		
	小 計	11	12	1	
合 計		77	77		参考 人口 1万人当たり職員数 125.76 人
〔 113 〕		〔 113 〕			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（31年4月1日現在）



	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	人 2	人 2	人 12	人 10	人 4	人 3	人 6	人 12	人 8	人 11	人 7	人 0	人 77

(3) 職員数の推移

部門別	年度							過去5年間の増減数(率)
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
一般行政	57	58	56	57	55	55	△2 (△3.5%)	
教育	12	12	11	11	11	10	△2 (△16.7%)	
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)	
普通会計計	69	70	67	68	66	65	△4 (△5.8%)	
公営企業等会計計	10	10	12	12	11	12	2 (20.0%)	
総合計	79	80	79	80	77	77	△2 (△2.5%)	

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 175,291	千円 36,103	千円 30,618	% 17.5	% 20.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	参考(市町村平均) 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 5	千円 21,204	千円 1,068	千円 8,581	千円 30,853	千円 6,171	千円 6,181

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、31年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（31年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神崎町	39.2歳	299,263円	514,683円
市町村平均	44.3歳	340,929円	514,169円
事業者	一歳		一円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神 崎 町	市 町 村 平 均	
1人当たり平均支給額(30年度)	1人当たり平均支給額(30年度)	
1,716 千円	1,525 千円	
(30年度支給割合)	(30年度支給割合)	
期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.85月分 (0.9)月分	期末手当 —月分 (—)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 —	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（31年4月1日現在）

*一般行政職と同内容

ウ 地域手当（31年4月1日現在）

*神崎町は地域手当を支給していません。

エ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	142 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	28 千円
支給実績(29年度決算)	157 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	26 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（31年4月1日現在）

*一般行政職と同内容